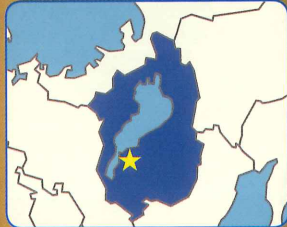


入賞

滋賀県
湖南広域消防局



査察・違反処理体制の 改革に伴う予防担当者研修 (年12回)の実施

事例類型 II 高度化・専門化/V人材育成

取組期間 平成28年1月から

背景

平成26年度までの当消防局は、違反処理に対して消極的であり、長期間是正されない違反対象物が存在するだけでなく、覚知できていない公表該当違反対象物が多数潜在している状況であった。

このため、査察規程・要綱の全部改正、消防法第3条及び法第5条の3に規定する命令のマニュアル制定（以下「命令マニュアル」という。）等、査察・違反処理体制を改革するとともに、新たに「予防担当者研修（年12回）」を実施することとなった。

内容

平成27年度以降、研修を随時行い、平成28年1月から3月までの間に、主に予防担当者を対象に3回、全職員を対象に1回の研修を実施した。更に、平成28年4月以降は、単発的な研修に加えて、体系的な研修制度を確立するため、新規事業として、予防担当者研修（年12回）を開始した。

予防担当者研修（年12回）の内容

4月	公表制度の手続き 26人
5月	査察・違反処理実務（違反覚知から違反処理まで）22人
6月	給油取扱所の立入検査について 20人
7月	有・無窓階の判定等について 24人
8月	違反処理の基礎 34人
9月	違反処理事例研究 29人
10月	法第5条の3命令基礎 29人
11月	法第5条の3命令シュミレーション 27人
12月	危険物規制 18人
1月	違反処理事例研究 30人
2月	建築基準法（棟、構造等）（県建築部局講師）63人
3月	防火対象物、危険物施設に係る情報管理 違反処理実例（命令一告発）23人

平成28年に実施したその他の予防研修

2月	立入検査と公表制度研修 47人
3月	違反処理と公表制度研修 34人
3月	即時通知制度運用にかかる専門研修 40人
3月	違反処理業務特別講演（違反是正支援アドバイザー要請）144人 全職員対象
8月	予防業務研修 307人 全職員対象
12月	法5条の3命令概論 266人 全職員対象

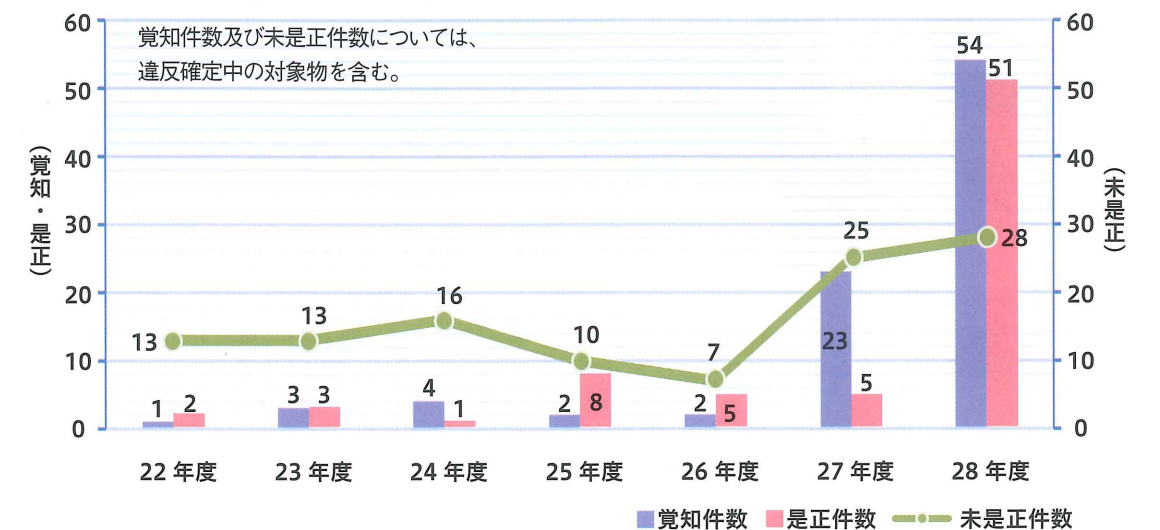
成果

今日まで見逃されていた違反の適正な覚知及び違反確定をする査察が可能となり、違反覚知件数が増加した。また、覚知した違反に対して、適正な是正指導及び違反処理を行った結果、是正件数及び警告件数が増加した。

当消防局では法第5条の3命令を発動した経験がなかったが、命令マニュアルを作成し、全職員に研修を行うとともに、夜間無通告の警察合同査察により、避難障害となる物件を存置していた管理権原者に対して除去命令を発し、是正させた。

従来は長期間違反是正されない案件が存在していたが、現在では違反覚知から1年以内に約96%の公表該当違反を是正させている。

公表該当違反にかかる覚知件数・是正件数・未是正件数（対象物数）



◎平成28年1月1日から平成28年12月31日までの公表該当違反について

覚知54件 是正51件 調査中22件 公表5件 警告6件 命令1件（平成29年3月3日告発済み）

※1 警告 H26以前=1件 H27=6件 H28=6件

※2 命令 H26以前=0件 H27=0件 H28=1件

◎法5条の3命令について

H27以前=0件 H28=2件

◎査察件数について

H27=2,163件 H28=3,055件

特記事項

中規模消防本部である当消防局では、慢性的な人員不足の中で組織運営しており、予防分野においては、消防力の基準に基づく充足率は67%（平成27年）程度である。しかし、十分な人員配置ができない状況であっても、査察行政（査察、公表制度、違反処理）を今後の組織的な重要課題として位置付けており、徐々に予防担当者を増員し、平成28年10月の人事異動では、全ての消防署に査察担当者として日勤者を配置するに至った。

併せて、査察・違反処理体制の見直しと研修体制を徹底的に強化した結果、上記のとおり、査察件数の増加だけでなく、違反覚知件数、違反是正件数、違反処理件数も飛躍的に増加させることにも成功した。

※全国の多くの中小消防本部は、当局と同様の問題を抱えており、平成28年11月には、他県の消防本部からも当局の取り組みについての講師依頼があった。

選考委員のコメント

査察に課題を抱えていた現状を打破するために、人員配置が十分できない状況下において非常に積極的かつ熱心に体系的かつ内容の充実した研修を実施し、その結果、早期の違反是正の割合が高まるなど、着実な効果が数値的にも顕著に表れており、他都市において非常に参考となる事例であると評価される。